

入札公告

物品調達等及び委託役務

次のとおり、条件付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の６の規定により公告する。
この入札公告に定めるもののほか、入札に関して必要な事項は、東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項及び同細則による。

令和７年２月２０日

東広島市長 高 垣 廣 徳

1 入札に付する事項

- (1) 物品・委託役務の名称
令和７年度東広島市移住促進特設ウェブサイト運営業務
- (2) 物品・委託役務管理番号
13060093
- (3) 物品委託役務内容
移住促進特設ウェブサイトを運営し情報発信を行うことで、首都圏をはじめ、全国各地から本市への移住・定住を促進させ、本市への定住人口の増大を図るもの。
- (4) 納入・履行期間
令和７年４月１日から令和８年３月３１日まで
- (5) 納入・履行（就業）場所
東広島市内一円
- (6) 予定価格
落札後公表
- (7) 最低制限価格
なし
- (8) 入札方式
一般競争入札
- (9) 入札区分
紙入札
- (10) 使用する契約約款
業務委託契約約款（成果物の製造）
- (11) 契約種別
総価契約
- (12) 収入印紙
要

2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる要件を全て満たしていること。

ア	令和７～１０年東広島市物品役務等競争入札参加資格として次の入札参加資格認定区分の認定を受けている者	催事・広報＞広告・広報
イ	法令等による登録等	問わないものとする。
ウ	技術者	問わないものとする。
エ	営業所等所在地 ※本店とは、法人にあっては登記されている本店をいい、個人事業者にあっては営業活動の本拠を置いている場所をいう。 ※営業所とは、法人においてその所在する市（町）の法人市（町）民税の申告のある営業所をいう。 ※東広島市外に本店を有する者における東広島市内の営業所は、法人市民税の申告のあることに加え、当該営業所が営業所等所在調書（令和７～１０年物品役務等競争入札参加資格審査申請書様式第３号）により、本市から営業所としての認定を受けていること。	東広島市内に営業所を有する者又は広島県内に本店を有する者。
オ	会社の履行実績	問わないものとする。
カ	その他	令和７年１月２４日付け「東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項」の２（１）のいずれにも該当しないこと。

3 その他の入札条件

なし

4 日程等

手 続 き 等	期 間・期 日 等	場 所・留 意 事 項
ア 公告日	令和7年2月20日	東広島市ホームページに掲載するとともに、東広島市総務部契約課（契約担当所属）で閲覧に供する。 閲覧場所は、「6 問い合わせ先（契約担当所属）」に記載のとおり。
イ 仕様書及び見本等閲覧期間	令和7年2月20日～ 令和7年3月13日	東広島市ホームページに掲載するとともに、契約担当所属で閲覧に供する。 見本等の有無：無
ウ 同等品確認期間（物品の買入れ及び借入れに限る）		同等品で応札する場合は、同等品規格確認票（東広島市物品調達等及び委託役務競争契約入札心得（平成21年東広島市告示第83号。以下「入札心得」という。）別記様式第2号（第4条関係））により発注担当所属に持参又はファクシミリにより送信すること。ファクシミリによる場合は、事前にその旨を発注担当所属に電話で連絡すること。 なお、同等品確認に対する認定のない同等品での応札は認めない。同等品規格確認票の提出先は、「オ 質問書提出期間」に記載の発注担当所属とする。
エ 同等品確認回答閲覧期間		東広島市ホームページに掲載するとともに、発注担当所属で閲覧に供する。
オ 質問書提出期間	令和7年2月20日～ 令和7年2月28日 （午前8時30分～午後5時15分）	質問書は、本市所定の様式（入札心得別記様式第1号（第4条関係））により発注担当所属に持参又はファクシミリにより送信すること。ファクシミリによる場合は、事前にその旨を発注担当所属に電話で連絡すること。 地域振興部 地域政策課（発注担当所属） 東広島市西条栄町8番29号（本庁本館2階） 電話番号 082-420-0401 / ファクシミリ番号 082-426-3120 質問書提出期間後の質問は受け付けない。 質問書の様式は、東広島市ホームページからダウンロードすることができる。
カ 回答書閲覧期間	令和7年3月5日～ 令和7年3月13日	東広島市ホームページに掲載するとともに、発注担当所属で閲覧に供する。
キ 入札期間	令和7年3月11日～ 令和7年3月12日 （午前9時00分～午後5時00分）	入札場所 東広島市総務部契約課（契約担当所属） 東広島市西条栄町8番29号（本庁本館4階） 入札書は、入札期間内に総務部契約課に持参して入札箱に投入すること。 初度の入札書は、入札の権限を有している者が記名押印すること。 特別の事由により郵便により入札書を提出しようとする者は、東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項細則に定めるところによるものであること。
ク 開札日時	令和7年3月13日 午後2時20分	開札場所 入札室（東広島市西条栄町8番29号 本庁本館4階） 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札がないときは、開札日の翌日以降に再度の入札（1回目）を実施するものとする。再度の入札（1回目）は、開札の立会いの有無に関わらず、初度の入札参加者（当該入札が無効となったものを除く。）が参加できるものとする。 再度の入札（1回目）を実施する日時、場所等の詳細は、初度の入札に参加した者に対してファクシミリにより通知する。 再度の入札（1回目）の結果、予定価格の制限の範囲内での入札がなかったときは、直ちに入札会場で再度の入札（2回目）を行う。 再度の入札は、2回目まで行う。

5 資格要件確認資料の提出

本案件は、入札に参加する者に必要な資格を確認するために必要な資料（以下「資格要件確認資料」という。）の提出を求めない。

(1) 提出書類

書類の区分	提出書類 (○印)	備考
ア 入札参加資格確認申請書		様式は、東広島市ホームページからダウンロードすることができる。
イ 入札参加資格要件総括表		
ウ 誓約書		
エ 配置予定技術者届出書		
オ 履行実績確認表		
カ 履行実績証明書（物品・委託役務）		
キ 法令等による登録等を確認するための資料		
ク その他		

(2) 提出部数は、1部とし、提出した資格要件確認資料は、返却しない。

(3) 提出期限

(4) 提出先 「6 問い合わせ先（契約担当所属）」のとおり。

(5) その他

入札参加者は、資格要件確認資料を指定された提出期限までに提出できるよう事前に準備しておくこと。
資格要件確認資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
資格要件の審査のために必要があると認めるときは、期限を定めて資格要件確認資料の補正や追加資料の提出を求めることがある。
資格要件確認資料に虚偽の記載をした者に対しては、指名除外措置を行うことがある。

6 問い合わせ先（契約担当所属）

総務部契約課 物品役務係
東広島市西条栄町8番29号（本庁本館4階）
電話番号 082-420-0930
ファクシミリ番号 082-431-0077

令和7年度東広島市移住促進特設ウェブサイト運営業務仕様書

1 業務の名称

令和7年度東広島市移住促進特設ウェブサイト運営業務

2 東広島市移住促進特設ウェブサイト（以下「特設ウェブサイト」という。）のURL

<https://www.hh-iju.jp/>

3 業務の目的

平成28年度から公開している特設ウェブサイトを運営し、本市の地域の特色や魅力についての情報発信を行うことで、首都圏をはじめ、全国各地から本市への移住・定住を促進させ、本市への定住人口の増大を図るもの。

4 業務の履行場所

東広島市内一円

5 業務の履行期間

令和7年4月1日（火）から令和8年3月31日（火）まで

6 業務内容

次の項目（1）から（6）までとする。また、各項目・内容については、「8 現在のサイトマップ（主な構成）」を確認すること。

項目	内容
（1）「9つのまちのご紹介」のページ更新	・東広島市内にある9つの地域をそれぞれ紹介するページを更新すること。 ・撮影、ライティングを受注者において行うこと。 ・掲載する内容は以下のとおりとし、作成に要する基礎データについては、発注者が所有しているものは提供するが、データの加工、デザイン、地図、イラスト等の作成は受注者が行うものとする。なお、提供された資料等の複製・複写の可否、返却等については、発注者の指示に従うこと。 ①地理、気候、自然 ②交通・アクセス ③住まいの情報 ④レジャー ⑤地域イベント ⑥買い物情報 ⑦子育て・教育施設 ⑧医療機関 ⑨公共交通 ・上記、①から⑨までのうち、各地域のページごとに3点選定し撮影すること。 ・撮影する被写体は、発注者と協議の上、決定するものとする。 ・撮影に係る交渉は発注者が行うものとする。

	・撮影の日程調整は受注者が行うこと。また、撮影には発注者が同行するものとする。 ・取材日数は4日以内、取材時間は1地域3時間以内とする。 ・文字数は1ページ3,000字程度以内とする。
(2)「就職・企業インタビュー」又は「移住者インタビュー」のページ作成	・「就職・企業インタビュー」又は「移住者インタビュー」から2組のページを作成すること。 ・撮影、インタビュー、ライティングは受注者において行うこと。 ・「就職・企業インタビュー」は、東広島市内の企業へ就職した者とし、インタビューページに、就職先の企業の紹介欄も制作すること。紹介欄としては、企業概要、人事・広報担当者の写真、コメント等を想定する。 ・「移住者インタビュー」は、東広島市内へ移住した者とし、インタビューページには、事業内容、移住者の写真、コメント等を想定する。 ・被取材者は、発注者と協議の上、決定するものとする。 ・取材可否に係る交渉は原則、発注者が行うものとする。 ・取材の日程調整及び取材内容の企画は受注者が行うものとし、取材内容については、発注者と協議の上、決定すること。また、取材には発注者が同行するものとする。 ・取材場所は東広島市内とするが、被取材者の都合により、東広島市の近隣市町で取材する場合がある。 ・取材日数は3日以内、取材時間は1組3時間以内とする。 ・文字数は1ページ3,000字程度以内とする。 ・「就職・企業インタビュー」又は「移住者インタビュー」のページにおいて、発注者の指示により、必要に応じて、並び替え、非公開設定、又は、削除すること。
(3) お知らせのページ作成	・お知らせのページを作成すること。上限は30ページとする。素材（テキスト、写真等）については、発注者が準備するものとする。
(4) 全体のコーディング	・発注者の指示により、数値・リンク先及び関連記事などについて、最新の情報へ修正すること。 ・素材（テキスト、写真等）については、発注者が準備するものとする。想定する主な修正内容としては、人口数、施設数、制度等の変更に伴うテキスト・画像・リンクの修正とする。ただし、次の4つのページについては、1ページ制作（全面改訂した場合の1ページ制作の分量は、2,000字程度、10画像程度を想定）に相当する修正が見込まれることに留意すること。 (①「東広島ってどこ？どんなところ？」、②「東広島で働く」内の

	「起業・創業する」のページ、③「東広島の子育て」内の「子育て支援施設の紹介」、「東広島の子育て支援の特長」、④「東広島の教育」内の「高い教育力」のページ) ・発注者の指示により、必要に応じて、並び替え、非公開設定、又は、削除すること。 ・デザイン（レスポンシブウェブデザインを含む。）の崩れ等の不具合が発生した場合は、直ちに修正すること。						
(5) ウェブ広告配信	・出稿媒体は、Google のリスティング広告及びディスプレイ（バナー）広告の 2 種類とし、次の表に示す作成物をそれぞれ作成すること。また、作成物の内容については、発注者と協議の上、決定すること。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>出稿媒体</th><th>作成物</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Google のリスティング広告</td><td>見出し及び広告文</td></tr> <tr> <td>Google のディスプレイ（バナー）広告</td><td>見出し、広告文及びバナー</td></tr> </tbody> </table> ・Google のディスプレイ（バナー）広告に使用するバナーサイズは、1,080×1,080、1,200×628 及び 300×250 の作成を目標設定とし、発注者と協議の上、決定すること。 ・広告配信期間は、令和 7 年 7 月から令和 7 年 9 月までの 3 か月とする。 ・合計の最低クリック数は、20,000 回以上を目標設定とし、2 種類の各媒体の最低クリック数は、各 1,000 回以上を目標設定とする。 ・広告配信費には、配信代行手数料、出稿原稿作成費等の一切を含むものとする。 ・画像については、特設ウェブサイトの画像、就職・企業インタビュー、移住者インタビュー、又は大学生が活躍するまちの撮影画像を利用することとし、発注者と協議の上、決定すること。 ・広告のリンク先は、特設ウェブサイト URL 及び、東広島定住サポートセンターInstagram の URL (https://www.instagram.com/higashihiroshima_teiju/) とする。 ・広告配信エリアは、東京都、神奈川県、埼玉県及び千葉県に加えて、大阪府、京都府、兵庫県、滋賀県、奈良県、三重県、和歌山県、広島県及び福岡県を配信エリアとし、発注者と協議の上、決定すること。 ・広告配信終了後、広告の表示回数、クリック数、クリック率、クリック単価、広告費用及びウェブサイトへの誘導数等、広告配信の効果測定における分析数値を発注者へ報告すること。	出稿媒体	作成物	Google のリスティング広告	見出し及び広告文	Google のディスプレイ（バナー）広告	見出し、広告文及びバナー
出稿媒体	作成物						
Google のリスティング広告	見出し及び広告文						
Google のディスプレイ（バナー）広告	見出し、広告文及びバナー						
(6) サーバー保守・	・パスワードの定期変更、XSERVER 搭載のセキュリティ設定の活用、						

セキュリティ対策	定期的なアクセスログの確認により、不正ログイン、改ざん防止の措置を講じること。 ・毎月アクセス解析（各ページのページビュー数、ユーザー数、ページ内経路、アクセス経路等）を報告すること。
----------	---

7 サーバーの条件等

項目	条件等
サーバー使用の条件等	・ 現行の XSERVER (https://www.xserver.ne.jp) 及び WordPress を使用すること。 ・ 業務委託期間中に発生するサーバー費用、ドメイン費用、SSL 費用、テーマ費用、プラグイン費用、その他サーバー運営に付随する費用は受注者が負担すること。 ・ 受注者においてテストサーバーを準備し、公開前に発注者が特設ウェブサイトの更新内容を確認できるようにすること。

8 現在のサイトマップ（主な構成）

第一階層	第二階層	第三階層	第四階層
TOP	東広島ってどこ？どんなところ？	家族の毎日に便利なまち東広島に住む人たち	
	東広島の9つのまち	9つのまちのご紹介	
	私たちの「移住」「創業」	移住者インタビュー24人取材	
	企業・就職者インタビュー	東広島の就職 企業インタビュー8社取材	
	東広島で働く	起業・創業する コワーキングスペース 農業をはじめる 仕事を探す 仕事を学ぶ	起業支援機関・助成制度 コワーキングスペース紹介 東広島市園芸センター
	東広島に住む	空き家に関する情報 土地に関する情報	
	東広島で遊ぶ	東広島のアクティビティスポット 東広島のイベント情報	
	東広島の子育て	子育て支援施設の紹介 東広島の子育て支援の	

	特長	
親子を繋ぐ子育てサポート	子育てインタビュー 4 事業取材	
東広島の教育	高い教育力	
移住者を迎える地域の紹介	住民自治協議会 事業者・団体	
大学生が活躍するまち	広島大学 近畿大学 広島国際大学	
移住促進スペシャルムービー		
お知らせ		

9 スケジュール

内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
(1)「9つのまちのご紹介」のページ更新	●									→		
(2)「就職・企業インタビュー」又は「移住者インタビュー」のページ作成	●									→		
(3) お知らせのページ作成	●											→
(4) 全体のコーディング	●											→
(5) 広告配信 (予定)				●		→						
(6) サーバー保守・セキュリティ対策	●											→
納品	●											→

10 成果品・納期

(1) 成果品

ア 特設ウェブサイトの構築データ 一式

デザインデータ、ウェブデータ（画像、PDF 等）、データベースデータとする。

イ 広告配信のデータ 一式

ウ アの写真等の元データ（未使用のインタビュー等の写真データを含む） 一式

(2) 納期

成果品が完成後、随時行うこと。ただし、最終提出期限は令和8年3月31日（火）までとすること。

(3) 納品方法

発注者が指定する大容量ファイル交換システム又はインターネットメールにより納品すること。ただし、最終データについては、電子データを記録した DVD-R（又は CD-R）により提出すること。

(4) 納品場所

東広島市地域振興部地域政策課（〒739-8601 東広島市西条栄町8番29号）

11 業務完了報告

次のとおり完了報告書を作成の上、提出すること。

(1) 完了報告書

A4規格（縦、両面カラー印刷）とし、写真、画像、グラフ等を用いて仕様書「6 業務内容」の項目順に記述すること。アクセス解析についてもグラフ等を用いて記述すること。

(2) 納品方法

製本版を1部、電子データを記録した DVD-R（又は CD-R）を1枚提出すること。

(3) 納品場所

東広島市地域振興部地域政策課（〒739-8601 東広島市西条栄町8番29号）

(4) 提出期限

令和8年3月31日（火）まで

12 著作権

本業務の成果物及び電子データ等に含まれる第三者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）その他の権利についての交渉・処理は受注者が納品前に行うこととし、その経費は委託料に含むものとする。

本業務の成果物及び電子データ等の作成者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）は、当該成果物の引渡し時に発注者に無償で譲渡するものとする。また、本業務の成果物及び電子データ等の作成に関して取得した著作者人格権については、発注者及び発注者が指定する第三者に対して行使しないものとする。

1 3 打ち合わせ等

当該業務について、随時、市との連絡・調整を行うものとする。必要に応じて東広島市役所において打ち合わせを行うものとする。また、打合せ記録簿は受注者が作成し、発注者に提供するものとする。

1 4 受注者の義務

受注する業務が行政サービスであることを十分認識し、法令・条例等を遵守し、業務を誠実に履行すること。

1 5 その他

本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、発注者と協議の上決定する。

1 6 問い合わせ先（発注担当課）

東広島市地域振興部 地域政策課 地域政策係

電 話 0 8 2 - 4 2 0 - 0 4 0 1

F A X 0 8 2 - 4 2 6 - 3 1 2 0